

■ よくあるお問い合わせ

Q1 税額決定通知書に退職した従業員が記載されていますがなぜですか？

●異動届出書を提出済みの場合

退職された方について、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下、「異動届出書」といいます。）をすでに大阪市に提出いただいている場合でも、提出時期によっては、その内容が通知書に反映されていない場合があります。

（令和6年5月にお送りする令和6年度税額決定通知書には、原則令和6年4月15日（月）までに大阪市が提出を受け付けた異動届出書の内容を反映しています。ただし、大量の異動届出書の提出があるため、一部処理が間に合わない場合があります。ご了承ください。）

この場合は、後日、異動届出書の内容を反映した税額変更通知書をお送りしますので、お手数ですが、退職された方の月割額を除いて納入書を訂正（P.6参照）のうえ、納入していただきますようお願いいたします。

なお、異動届出書を提出いただいた時期によっては、行き違いにより、督促状等が送られる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、退職された方が、令和5年中に他市町村から大阪市に転入された場合、転入前の市町村には異動届出書を提出されたものの、大阪市には提出されていない場合も考えられます。令和6年1月1日現在に大阪市にお住まいの方については、大阪市へも異動届出書を提出いただく必要があります。

●異動届出書を未提出の場合

退職された方について、電子申告（eLTAX：裏表紙参照）または郵送等により異動届出書を提出する必要があります。詳しくはP.8・P.9をご確認ください。

毎月10日までに受け付けした異動届出書について、翌月上旬に、異動届出書の内容を反映した税額変更通知書をお送りします。

Q2 税額決定通知書に記載されていない従業員がいますがなぜですか？

●給与支払報告書を提出済みの場合

個人市・府民税・森林環境税は1月1日にお住まいの市町村にて課税することとされており、従業員等の方が1月1日現在において大阪市以外の市町村にお住まいであることが判明した場合は、大阪市に提出いただいた給与支払報告書を、大阪市から該当の市町村へ転送しています。（給与支払報告書の作成時は住所の記載にご注意ください。）

従業員等の方の1月1日現在の住所をご確認いただき、該当の市町村から受け取られた税額決定通知書の記載内容をご確認ください。

また、提出いただいた給与支払報告書に記載された住所が、本市で把握している住所（住民基本台帳に登録のある住所等）と一致しない場合、従業員等や事業主（給与支払者）の方に書類をお送りし、住所地の確認をさせていただく場合があります。住所地の確認の書類を受け取られた場合は、速やかにご回答いただきますよう、お願いいたします。

このように、事務処理の手続き途中となっている場合なども、税額決定通知書への記載を行っていませんので、現時点でお送りしている税額決定通知書の内容によって特別徴収をお願いいたします。事務処理手続きの完了後、該当の方の税額決定通知書をお送りします。

●給与支払報告書の提出が遅かった場合、または未提出の場合

給与支払報告書の提出期限（毎年1月31日（土曜日、日曜日または祝休日のときは、その翌開庁日））を過ぎて提出された場合は、税額決定通知書に内容が反映できていない場合があります。また、大阪市に給与支払報告書を提出されていない場合は、速やかに提出してください。事務処理手続きの完了後、翌年5月までの残りの月数で年税額を分けて、該当の方の税額決定通知書をお送りします。

Q3 税額決定通知書に特別徴収できない従業員が記載されていますがどうすればよいですか？／特別徴収ではなく普通徴収にできませんか？

●異動届出書(P.18)の「異動の事由」に該当する場合

次の異動事由に該当する場合は、電子申告（eLTAX：裏表紙参照）または郵送等により異動届出書を提出いただくことで、特別徴収の対象外とすることができます。詳しくは P. 8・P. 9 をご確認ください。

異動事由 1 転勤・転籍、2 退職、3 死亡、4 休職、5 長欠、6 支払少額、7 支払不定期、8 その他

なお、「8 その他」の事由については、内容によっては、下記のとおり特別徴収の対象外とすることができない場合がありますので、ご了承ください。

●異動届出書(P.18)の「異動の事由」に該当しない場合

地方税法第319条・第321条の4の規定により、所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）は、従業員等の個人市・府民税・森林環境税を特別徴収していただく必要があります。特別徴収の対象となる従業員等は、毎年4月1日において在職するすべての従業員等です。前年中に他の事業主から給与の支払を受けた方も、4月1日に在職する場合は特別徴収が必要です。

なお、普通徴収として給与支払報告書を提出されていた場合でも、「給与支払報告書の提出」（P.5）に記載のとおり、普通徴収切替理由書（兼 仕切紙）の添付や必要事項の記載がない場合、または「特別徴収の対象外とすることができる理由」（P.5）a～dのいずれにも該当しない場合は、そのまま特別徴収していただくこととなります。事業主や従業員等の意思で特別徴収するかどうかを選択することはできませんので、ご了承ください。

Q4 新たに特別徴収に切り替えたい従業員がいますがどうすればよいですか？

毎年4月1日現在の在職者は特別徴収が義務付けられていますが、4月2日以降に雇用された従業員等についても、年度途中で特別徴収に切り替えることができますので、特別徴収に切り替える場合は、「特別徴収切替届出（依頼）書」を、電子申告（eLTAX：裏表紙参照）または郵送等（P.13参照）により提出してください。

（注1）すでに納期限が過ぎている普通徴収の税額は、特別徴収へ切り替えできません。

（注2）すでに他の特別徴収義務者（給与支払者）において特別徴収されている納税者（従業員等）は切り替えできません。

Q5 税額決定通知書の送付先を変更したいのですがどうすればよいですか？

「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を電子申告（eLTAX：裏表紙参照）または郵送等（P.16・P.17参照）により提出してください。

Q6 特別徴収税額を一括で納めることはできますか？

給与の支払を受ける従業員等が常時10人未満の特別徴収義務者（給与支払者）に限り、申請書を提出し、承認を受けた場合には、納期を年12回（毎月）から年2回（6月分から11月分を12月10日まで、12月分から翌年5月分を翌年6月10日まで）とすることができます。詳しくは、「納期の特例」（P.7）をご確認ください。

Q7 従業員の氏名や住所が変更になったのですが、特別徴収にかかる手続きは必要ですか？

特別徴収義務者（給与支払者）において特別徴収にかかる手続きは必要ありません。（異動届出書などの提出も不要です。）

Q8 税額変更前の税額で既に納入済みなのですが、追加で差額分の納入が必要となった場合はどうすればよいですか？

税額決定通知書と同封する納入書の束の最後に、対象月および納入金額が未記入の納入書を添付していますので、対象月および納入金額を記入のうえ差額分を納入してください。

Q9 税額変更後の税額が既に納入した税額を下回った場合は、その差額はどのようになりますか？

その差額（納め過ぎとなった額）を特別徴収義務者（給与支払者）へ還付しますので、特別徴収義務者（給与支払者）から納税者（従業員等）へ還付していただきますようお願いします。

なお、特別徴収義務者（給与支払者）からの申出に基づき、納税者（従業員等）への直接還付に切り替えることができますので、還付事務を担当する船場法人市税事務所収納管理グループ（電話 06-4705-2931）までご連絡ください。

ただし、従業員等（納税義務者）もしくは給与支払者（特別徴収義務者）に未納等がありましたら、還付できない場合もありますのでご注意ください。

（注）令和5年度以前分（過年度分）の特別徴収税額が納め過ぎとなった場合は、還付通知書・還付請求書を納税者（従業員等）にお送りし、直接還付いたします。

Q10 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を書面受取としているが、電子データ(副本)の受け取りもしたい。

税制改正により特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データ（副本）は廃止されたため、電子データ（副本）を作成しておりません。

Q11 特別徴収税額通知の受取方法を変更したい。

選択された受取方法により特別徴収税額通知を送付した後に、年度途中で通知の受取方法を変更することはできませんので、ご了承ください。

Q12 税通帳票ファイル(特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データ)を開くことができない。

セキュリティ強度の観点から AES256 暗号化方式によりファイルが暗号化されており、Windows 標準のアプリケーションでは復号化できないため、対応するアプリケーションのインストールが必要となります。

Q13 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子データが届いたが、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データが届いていない。

特別徴収税額通知（納税義務者用）については、処理の集中等により、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）よりも数日遅れて届く可能性がありますので、ご了承ください。

ホームページには、上記の他にも詳細な Q&A を掲載していますので、お問い合わせの前に、ご確認ください。

大阪市 特別徴収 Q&A 検索

